

平成 23 年 7 月 22 日号
全国社会福祉協議会政策委員会
政策情報 (vol.16)

発行
社会福祉法人
全国社会福祉協議会
政策企画部
TEL 03-3581-7889
z-seisaku@shakyo.or.jp

目 次

1. 「社会的養護の課題と将来像」がまとまる …………… 1
2. 「社会福祉法人アクションプラン 2015」を策定…………… 2
3. 「社会福祉法人 新会計基準」移行期間延長へ…………… 2

1. 「社会的養護の課題と将来像」がまとまる

平成 23 年 7 月 1 日、第 12 回社会保障審議会社会的養護専門委員会で「社会的養護の課題と将来像（以下、将来像）」がとりまとめられた。

この将来像は、厚生労働省でこれまで議論を行ってきた社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会に加え、本年1月、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設置し、社会的養護について、短期的に解決すべき課題や、中長期的に取り組む将来像について、集中的に検討し、とりまとめられたものである。

内容は、施設の小規模化、施設機能の地域分散化、里親推進など家庭的養護の推進、虐待を受けた子どもやDV被害を受けた母子などに対する専門的ケアの充実、施設の運営の質と職員の専門性の向上、親子関係の再構築支援、自立支援、子どもの権利擁護、社会的養護の地域化、人員配置の見直し、社会的養護の整備量の将来像などについてとりまとめたものとなっている。

なお、将来像に明記されている「施設長の資格要件および研修の義務化」や「第三者評価の義務実施」等については、現在行われているパブリックコメントを経て最低基準を改正する予定となっている。

また、将来像とりまとめの他にも、「すぐできることは、スピード感をもって、すぐ実施する」という方針の下、1月と2月の2回開催された児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会と随時行った意見交換を経て、里親委託優先の原則や里親委託推進の取り組み方針をまとめた「里親委託ガイドライン」を策定し、家庭的養護の推進等のために予算の範囲内で行う運用改善を本

年4月からの実施要綱等改正で実施するとともに、「児童福祉施設最低基準」の当面の見直し案をとりまとめ、6月17日に公布施行となった。

「社会的養護の課題と将来像」はこちら⇒

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001j8sw.html>

2. 「社会福祉法人アクションプラン 2015」を策定

全国社会福祉施設経営者協議会では、平成 23 年—平成 27 年度「中期行動計画」を示した「社会福祉法人アクションプラン 2015」を策定した。

アクションプランは、会員法人がそれぞれの地域社会において、社会福祉法人としての使命に基づいて、より充実した経営を展開できるよう、社会福祉法人の発展と豊かな福祉社会の創造を実現することを目的に、これまで 3 期にわたってそれぞれ 5 か年を計画期間とする中期行動計画を策定してその実践に努めている。

「社会福祉法人アクションプラン 2015」は、社会福祉法人に具体的行動が求められる取り組みから成果を得るべき 4 つの重点課題(①サービスの質の向上、②公益的取り組みの推進、③トータルな人材のマネジメントの実現、④組織統治(ガバナンス)の確立)とその成果を社会に示していかなければならない 7 つの取り組み(①福祉サービス第三者評価または ISO 等の外部評価の受信促進、②苦情解決第三者委員の設置促進、③「一法人一実践」活動の取り組み促進、④低所得者への積極的な対応、⑤職員処遇の向上、⑥職員育成の充実、⑦法人各機関の機能強化)を設定した内容となっている。

「社会福祉法人アクションプラン 2015」はこちら⇒

http://www.keieikyo.gr.jp/an_main.html#03

3. 「社会福祉法人 新会計基準」移行期間延長へ

平成 23 年 7 月 13 日、厚生労働省は「社会福祉法人 新会計基準関係団体説明会」を開催し、パブリックコメント案(平成 22 年 12 月)からの変更点を中心に説明を行った。

①移行期間の延長(【変更前】平成 25 年度(予算)→【変更後】平成 27 年度(予算))、②関連当事者の注記の要件変更、③内部取引消去の明確化、④明細書の名称変更、⑤就労支援事業明細書、⑥勘定科目の整理が主な変更点となっている。

政策情報は、全社協理事・評議員、政策委員会委員、幹事、都道府県・指定都市社協に配信しています。